

平成24年(ワ)第328号, 平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野 進 外124名

被告 北陸電力株式会社

平成28年1月18日

証 拠 説 明 書 (D号証)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

山 内 喜



同

茅 根 熙



同

春 原



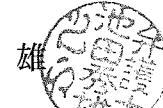
同

江 口 正



同

池 田 秀



同

長 原



同

八 木



同

濱 松 慎



同

川 島



上記事件について、被告は下記のとおり、被告提出の乙D号証の内容及び立証趣旨を明らかにする。

なお、略語は平成24年9月26日付け答弁書の例による。

記

乙D第26号証

証拠の標目	原発訴訟における民事法の役割—大飯三・四号機差止め判決を念頭において (自治研究91巻10号所収) [表紙, 17ないし39頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年10月
作成者	高木光
立証趣旨	本書証は、行政法の研究者(京都大学教授)である筆者が、関西電力大飯発電所3,4号機運転差止訴訟第一審判決(福井地裁平成26年5月21日判決・甲D1。請求認容,控訴)に関連し、原子力訴訟における民事法の役割等について論じたものである。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
	・「原発訴訟において民事の差止めが選択された従来の多くの裁判例では『放射線、放射性物質の環境への排出を可及的に少なくし、これによる災害発生の危険性を社会観念上無視し得る程度に小さなものに保

つ』ことができているか、という基準が用いられている。」と指摘されるとおり、原子力発電所の民事差止訴訟において「相対的安全性」の考え方にに基づき判断が行われてきたこと（準備書面(19)第3章第2の1（31頁）：本書証21頁）

・新規制基準について、「民事訴訟においても、裁判所はそれを尊重する必要があると考えられる。」と指摘されていること（準備書面(19)第3章第2の2（33頁）、同書面第6章第2（44頁）：本書証30頁）

・「大塚（被告注：直・早稲田大学）教授は、改正前の原子炉等規制法においては、バックフィットを実現するための許可の取消等ができないと解されることを前提にして、『最後の砦』として、民事の差止訴訟が認められるべきことを主張されていた。しかし、平成二四年に原子炉等規制法が改正され、三条機関としての原子力規制委員会が従来よりも強い権限を有するようになった現行法制の下では、バックフィットの不十分さ等を争う手段として、取消訴訟及び執行停止のほか、平成一六年の行政事件訴訟法改正によって法定された非申請型義務付け訴訟（同法三条六項一号、三七条の二）及び仮の義務付け（同法三七条の五第一項）等を用いることが可能である。したがって、大塚教授の『リスク差止訴訟』論の前提はその重要な部分が失われたとみるべきであり、今後は、この点を意識して、民事差止訴訟の役割を見直すことが要請されよう。」として、原子力発電所

	について、民事の運転差止訴訟が唯一最終の手段ではないことが指摘されていること（準備書面(19)第6章第2（45頁）：本書証22頁）
--	---

乙D第27号証

証拠の標目	<p>関西電力高浜発電所3, 4号機運転差止仮処分命令異議申立事件(平成27年(モ)第38号)の決定書 (裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/566/085566_hanrei.pdf よりダウンロード)</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年12月24日
作成者	福井地方裁判所民事第2部
立証趣旨	<p>本書証は、債権者らが、債務者関西電力に対し、人格権に基づき、高浜発電所3, 4号機の運転差止めを申立てた事案において、申立てを認容する原決定(福井地裁平成27年4月14日決定・甲D4)がされたところ、債務者が、これに対して保全異議を申し立て、原決定の取消しを求めた事案における決定書である(原決定取消, 申立て却下)。</p> <p>本書証によって、以下のことを明らかにする。</p>
	<p>・「科学技術を利用した発電用原子炉施設については、災害発生の危険が絶対にならないという『絶対的安全性』を想定することはできないものであって、何らかの程度の事故発生等の危険性は常に存在するといわざるを得ないのであるから、絶対的安全性を要求することは相当ではない。(略)ここでいう安全とは、当該原子炉施設の有する危険性が社会通念上無</p>

視し得る程度にまで管理されていることをいうと解すべきである。」として、「絶対的安全性」ではなく、災害発生危険性が十分低く抑えられているか否かという相対的安全性の考え方に基づく判断枠組みを採っていること（準備書面(19)第3章第2の1（32頁）：本書証80，81頁）

・原告らが、「国民の認識に適うことが明らか」であるなどと主張する原決定（福井地裁平成27年4月14日決定・甲D4）における、科学的、専門技術的知見を踏まえない誤りが正され、原子力規制委員会による新規制基準適合性審査の内容を踏まえた判断が行われたこと（準備書面(19)第3章第2の3（35頁），同書面第6章第2（44頁））

・「発電用原子炉施設の安全性に係る審査の特質に鑑みれば、発電用原子炉施設の安全性に欠けるところがあるか否かについて、裁判所は、その安全性に関する原子力規制委員会の判断に不合理な点があるか否かという観点から審理・判断するのが相当である。」として、新規制基準適合性審査の内容が民事差止訴訟においても重要であるとされていること（準備書面(19)第6章第2（44頁）：本書証80頁）

乙D第28号証

証拠の標目	環境権と裁判（抜粋） [表紙， 2 ないし 2 2 頁， 奥付]
原本・写しの別	写し
作成年月日	昭和 5 2 年 4 月 2 0 日
作成者	原田尚彦
立証趣旨	<p>本書証は，行政法の研究者（東京大学名誉教授）である筆者が，公害・環境問題を論じた論稿を収録した書籍（抜粋）である。</p> <p>なお，本書証の抜粋元は，乙D第17号証の抜粋元と同一である。</p> <p>本書証によって，差止請求について，「これを認容するには，原告側に他方当事者の自由を制約するに足るだけの客観的かつ明確な法的根拠が必要である。」と指摘されていること（準備書面(19)第6章第2（43頁）：本書証10頁）を明らかにする。</p>

乙D第29号証

証拠の標目	松本空港拡張工事差止請求事件控訴審判決 (判例時報1369号所収) [表紙, 98ないし105頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成2年6月27日
作成者	東京高等裁判所民事第15部
立証趣旨	<p>本書証は、控訴人(第一審原告)らが、被控訴人(第一審被告)長野県に対し、人格権に基づき、松本空港におけるジェット旅客機による定期便就航のための拡張工事の差止めを請求した事案における控訴審判決である(控訴棄却・確定)。</p> <p>本書証によって、裁判所が、人格権に基づく差止請求について、「請求者の主張する被請求者の特定の行為等によって、近い将来、請求者に対し人格権侵害状態の発生するおそれのあることが確実に予測され」ることが必要であるとした上で、「本件ジェット化計画に基づき本件空港においてジェット旅客機の運航が現実開始される予定時期は平成六年七月であるから、右運航の開始が予定どおりに実施されるとしても、今から四年後というかなり将来のことにすぎない。しかも、本件拡張工事が控訴人らの主張するとおりに近日中に開始されるとしても、その後、同工事等が完了し、本件空港におけるジェット旅客機の運航が現実開始されるまでには、被控訴人において、空港用地の買収、</p>

測量、各種の調査、設計、拡張工事の実施、飛行場施設、航空保安施設の設置、周辺道路の整備等、幾多の所要過程を履践しなければならないのみならず、運輸大臣の関与する航空法上の各種行政手続をも経由する必要があるものであり、しかも、その間には、種々の困難な検討課題の生起することも予想されるから、本件空港におけるジェット旅客機の運航の開始が本件ジェット化計画で予定しているとおりに平成六年七月から確実に実施されるか否かは必ずしも明らかではない。まして、新空港としての本件空港の供用開始後におけるジェット旅客機の具体的な運航状況、すなわち、いかなる航空会社が、いかなる時間割で、いかなるジェット旅客機を、どのように運航させるかなどの点は、全く未確定であるというほかはない。従って、本件空港におけるジェット旅客機の運航開始後、その運航により、控訴人らに対しいかなる程度の危険、騒音、振動、排気ガスの発生、その他の損害ないし悪影響が生じるかなどの点についても、現時点では、これを具体的に確定することが困難である。そうすると（略）控訴人らに対し、その主張するような内容の各種人格権侵害状態がそのとおりに発生するか否か（略）を確実に予測することは困難な状態にあるといわなければならない。」と判示し、控訴人（第一審原告）の控訴を棄却したこと（準備書面(19)第6章第2（43ないし45頁）：本書証101頁）を明らかにする。

乙D第30号証

証拠の標目	中部電力浜岡原子力発電所再稼働停止請求事件（平成23年（ワ）第6658号）の判決書
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成24年9月11日
作成者	名古屋地方裁判所民事第3部
立証趣旨	<p>本書証は、原告が、被告中部電力に対し、人格権に基づき、浜岡原子力発電所3ないし5号機の再稼働の停止を請求した事案における判決である（請求棄却。控訴審は控訴棄却（乙D31）。上告審（平成25年（ネオ）第6号）の名古屋高等裁判所平成25年4月3日決定・公刊物未登載は上告却下。）。</p> <p>本書証によって、裁判所が、人格権に基づく差止請求について、「人格権に基づく妨害予防請求権は、相手方の行為により個人の生命、身体及び健康等の重大な保護法益が侵害される具体的な危険がある場合に、その侵害を予防するために認められるものであるが、差止めという事柄の性質上、将来の予測に基づかざるを得ないから、広汎にわたり易く、相手方の権利を過度に制約することがないよう、保護法益の侵害によって生じる損害の具体的内容やその侵害の切迫の程度について慎重に検討する必要がある、これらを検討できる程度に相手方の行為の内容が具体的に予測できることが必要であると解される。（略）被告は、現時点では本件各原子炉を停止しているのであって、点検及び安全</p>

対策を講じるなどして将来の本件各原子炉の運転再開を目指していることは認められるが、運転再開の具体的な目処が定まっているとは認められないから、現時点において、本件各原子炉の運転が再開される場合の被告の安全対策の内容を具体的に予測できるとは認められない。そうすると、本件各原子炉の再稼働の差止めを根拠づけうる程度に、原告の生命、身体及び健康に被害が生じる危険が具体化しているとは認められない。」と判示し、原告の請求を棄却したこと（準備書面(19)第6章第2（44ないし46頁）：本書証3，4頁）を明らかにする。

乙D第31号証

証拠の標目	中部電力浜岡原子力発電所再稼働停止請求控訴事件 (平成24年(ネ)第1033号)の判決書
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成25年1月30日
作成者	名古屋高等裁判所民事第2部
立証趣旨	<p>本書証は、原告が、被告中部電力に対し、人格権に基づき、浜岡原子力発電所3ないし5号機の再稼働の停止を請求した事案における判決である(控訴棄却。上告審(平成25年(ネオ)第6号)の名古屋高等裁判所平成25年4月3日決定・公刊物未登載により上告却下、確定。)</p> <p>本書証によって、裁判所が、人格権に基づく差止請求について、「(被告注：被控訴人中部電力は)現時点では本件各原子炉を停止しているのであって、点検及び安全対策を講じるなどして将来の本件各原子炉の運転再開を目指していることは認められるが、運転再開の具体的な目処が定まっているとは認められないから、現時点において、本件各原子炉のいずれかが再稼働される蓋然性があるとは認められず、また、本件各原子炉を再稼働するための条件や環境の整備及びこれらを前提とした場合の被控訴人による安全対策の内容は具体的に予測し得るものとはなっておらず、しかるときは、近い将来に本件各原子炉が再稼働されることを前提として、上記安全対策に問題があり、そのため</p>

に上記危険が切迫しているかどうか自体を判断し得る段階にも至っていないというべきであるから、本件各原子炉の再稼働の差止めを根拠づけうる程度に、原告の生命、身体及び健康に被害が生じる危険が具体化しているとは認められない。」と判示し、控訴人（第一審原告）の控訴を棄却したこと（準備書面(19)第6章第2（44ないし46頁）：本書証4頁）を明らかにする。

乙D第32号証

証拠の標目	<p>関西電力大飯発電所3, 4号機運転差止仮処分命令申立事件(平成26年(ヨ)第31号)の決定書 (裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/567/085567_hanrei.pdf よりダウンロード)</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年12月24日
作成者	福井地方裁判所民事第2部
立証趣旨	<p>本書証は、債権者らが、債務者関西電力に対し、人格権に基づき、大飯発電所3, 4号機の運転差止めを申立てた事案における決定書である(申立却下, 確定)。</p> <p>本書証によって、原子力規制委員会による新規制基準適合性審査の内容が、人格権に基づき運転差止めを求める仮処分においても重要であるとされていること(準備書面(19)第6章第2(44頁): 本書証7, 8頁)を明らかにする。</p>

乙D第33号証

証拠の標目	原子力規制委員会と法治主義 (G l o b a l E n e r g y P o l i c y R e s e a r c h ウェブサイト http://www.gepr.org/ja/contents/20150907-01/gepr.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年9月7日
作成者	安念潤司
立証趣旨	<p>本書証によって、中央大学法科大学院教授であり弁護士である筆者が、「2012年以降、旧保安院は、いわゆる『耐震バックチェック』の一環として、原発敷地内の破碎帯について調査するよう電力各社に指示し、規制委はこれを引き継いで、調査報告書を『有識者会合』なるもので評価するという作業を続けている。</p> <p>(略) しかし、この種の指示、調査および調査報告書の提出、有識者会合、そこでの評価、のいずれについても何ら法律の根拠がない。規制委は、電力各社に対して、法律の根拠のない行為を、しかも莫大なコストを負担させて行わせたことになる。その上、これらの評価が、法律上いかなる意味をもつのかもはっきりしない。」として、志賀原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合をはじめとする有識者会合は何ら法的根拠を有さず、同会合による評価が法律上いかなる意味を持つのかもはっきりしないものであると評価</p>

	していること（準備書面(20)第4の1（26頁）：本書証 3頁）を明らかにする。
--	---

乙D第34号証

証拠の標目	<p>原子力規制委が抱える基本的な問題点 (月刊エネルギーフォーラム2015年2月号所収) [80, 81頁, 奥付]</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年2月
作成者	森寫昭夫
立証趣旨	<p>本書証によって、元・原子力委員会委員であり名古屋大学名誉教授かつ弁護士である筆者が、原子力規制委員会「設置法に基づかない有識者や有識者会合が原子力規制委員会の調査評価の決定にかかわることは法的に問題がある」としていること(準備書面(20)第4の1(26頁):本書証80, 81頁)を明らかにする。</p>